町政を問う 一般質問

雪の衣掛城址

Q 合併特例債の使途は
A 教育施設改修などに使用

安部 誠也 議員

合併特例法には合併特例債（以下、特例債）が認められていますが、あまり使用されていないためか、合併効果が見えません。

合併以来どのように使用されてきたのか。また「総合振興計画」に基づき、今後どのように使用されるのか。

町長は平成19年、増田総務相との車座対話で特例債の活用について要望されたが、その後はどうなっていますか。特例債を使用して「まちづくり基金」をいくら積み立てているのか。

山碕 英樹 町長

特例債のうち施設整備事業は、平成17年度から今年度の予定を含め、上限30億1千万円ですが、頓原中学校の大規模改修など教育施設に3億円余、その他音声告知放送設備総合事業・町道整備事業など、総額4億8千万円余の借入を行っています。

今後は、過疎債の枠を越えた事業に特例債をあて、道路事業・庁舎整備などに充当していきます。

増田総務相に対し、特例債のうち建設事業へ対する配分を基金積立拡大に使用できるよう要望しましたが、残念ながら制度として反映できませんでした。

「まちづくり基金」は発行可能限度額9億4500万円のうち、20年度末で6億1千万円余を積み立てています。

Q 過疎計画のやり残しは
A 防災無線・総合拠点施設整備など

安部議員

過疎地域自立促進特別措置法（以下過疎法）が今年度で期限切れになるが、政権交代後も3年間延長する方針とのことだが。

(1)町長はポスト過疎法に何を期待し、要望していくのか。

(2)本町の過疎地域自立促進計画（過疎計画）のなかで、やり残しているものは。

(3)わが町は昭和38年の豪雪を機に過疎化が進行したが、それを教訓にして雪に強いまちづくりをしなければなりません。除雪機械の更新をすべきではないか。

山碕町長

(1)ポスト過疎法の利用では、ソフト面を充実強化することが必要であり、人材育成などにあてます。

ハード的には定住促進として、定住住宅・地域間道路の整備・携帯電話不感地域の解消・産業振興施設の整備などです。

(2)過疎計画で積み残しの事業は、防災無線施設・町民プール建設・総合拠点施設としての役場本庁舎と4つの地域拠点があります。

(3)除雪機更新は5台を計画していましたが、17年度に除雪ドーザー・20年度にロータリー除雪車を整備し、本年度除雪ドーザーの更新を国に要望しています。

本町にとっては、冬季の交通確保をはかり、雪に強いまちづくりを進める必要がありますので、ロータリー除雪車の整備を図っていきます。

ロータリー除雪車

議員視察研修報告

農林水産省と意見交換

平成21年11月17日に上京し、農林水産省の中山間地域振興室長と農地・水・環境保全対策室長に、政権交代の影響による制度の変更等について活発な意見交換をしました。農水省によると、自治体レベルの議員研修は初めてということで、逆質問が飛び出すなど、画期的な研修となりました。農林水産省から受けた説明は次のとおりです。

■中山間地域直接支払制度

中山間地域等は、農業生産、自然環境保全、保健休養、景観等、様々な面において重要な地域ですが、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態となっています。

また、農村地域は全国平均よりも高齢化が進んでいますが、特に中山間地域等は高齢化が進行しています。

このような耕地条件の悪さ、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、恵まれない就業機会、生活環境整備の遅れなどにより、中山間地域等の農地では耕作放棄が深刻化しており、このまま放置すれば国民全体にとって大きな損失が生じる事が懸念されています。

そこで、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために、中山間地域等直接支払制度が導入されました。

10年が経過し、さらに高齢化が進行し、今後5年の継続も危ぶまれています。

そこで、高齢のため5年間耕作が出来ないかも知れないとき、誰かが引き受ける取り決めをすることで10割単価を補償します。したがって、この（誰か）を育てることが大変に重要です。

また1haに満たない飛び地に対しての加算措置と近隣集落へ耕作の援助を行うと、10aあたり4、500円の加算を交付するよう拡充されます。

■農地・水・環境保全対策

我が国の農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきていること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が実施されました。

事業への参加団体は年々増加しており、事務の簡素化等取り組みやすくなるよう努力しています。

中山間地域直接支払い制度と、取り組む農業者が重複していることは承知していますが、事業の一本化は困難です。

群馬県川場村へ 都市交流の視察

平成21年11月18日に、群馬県川場村の谷田部副町長と村づくり振興課の宮内課長に都市交流の取り組みについて説明をいただきました。

この村は平成10年から人口の減少が止まり、過疎から脱却を果たしています。人口は4、200人ほどですが、交流人口は70万人にのぼり、35年間一貫して農業と観光に取り組んだ結果を出しています。

交流の発端は、東京都世田谷区から区民の第2のふるさと作りにふさわしい村として、相互協力協定を持ちかけられたことで、今では村民、区民同士の交流へと発展しています。

米の生産量は1、500俵だけですが、コシヒカリを「雪ほたか」と命名し、ブランド化により60キロ3万円で販売しています。この米は全国食味コンテストで何度も最優秀賞、金賞を受賞しており、関東で一番うまい米と評価されています。りんご生産も盛んで、木のオーナー制「レンタアップル」により、8月の下旬にはすべて予約販売してしまう農家もあり、所得1、000万円を超える農家も複数あります。

農産物流通の多くが観光客への直売で、高い利益率が豊かな農業を支えていました。

交流宿泊施設「なかのビレジ」